

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市貸工場・貸事務所家賃補助金
補助事業等の標目	市内の工場又は事務所（以下「事業所」という。）を借りて新たに事業を営む中小企業者（以下「創業者」という。）又は事業所を借りて事業を営む市外から市内に転入した中小企業者（以下「転入事業者」という。）に対し、その事業所の賃貸借料の一部を補助することにより市内への企業の立地を促進するとともに、立地企業の事業経営の支援を図る。
補助事業等の対象者	新たに事業所を借りた創業者又は転入事業者。ただし、次に掲げるいずれの要件にも該当しないもの。 (1) 市内に既存の事業所を持つ中小企業者又は事業所の所有者と借家人が同一人物であること。 (2) 借りた事業所を店舗として使用していること。 (3) 市長が不適切と認める事業を営むこと。
補助対象経費	借りた事業所のうち補助対象事業を営む部分に係る土地建物の契約期間の初日の属する月から12か月分の賃貸借料。この場合において、当該月の賃貸借料を日割りによって計算するときは、当該月の翌月から起算するものとする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で賃貸借料の2分の1以内の額。ただし、月当たり10万円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成25年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 企業誘致の促進を図るには3年を超え継続する必要がある。
情報の公表の方法等	補助事業者（件数）、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
その他	1 この取扱基準において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者という。 2 借りた事業所により営む補助対象事業の施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条（用途地域等）又は第49条（特別用途地区）に適合する工場、事務所及び工場に附帯する倉庫であること。 3 この補助金の交付を受けた中小企業者は、交付決定後3年間は当市において事業を継続しなければならない。 4 市税等を滞納している中小企業者は、補助事業等の対象者から除くものとする。

	5 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
提出書類	補助金の交付を受けようとする中小企業者は、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市貸工場・貸事務所家賃補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 企業の概要書 (3) 賃貸借契約書の写し (4) 定款及び決算書 (5) 転入事業者にあつては転入前に属する市町村の納税証明書 (6) 賃貸借料の支払金額を証明できるものの写し (7) 諏訪市貸工場・貸事務所家賃補助金実績報告書（様式第5号-1）
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業振興係

平成25年 4月 1日 制定

平成29年 3月15日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）

令和 2年 5月11日 一部改正（令和 2年 5月11日 施行）